

## 1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示しください。

全く形骸化している。のみならず、世田谷区では住民参加に名を借りて、行政があらかじめ考えた方向に「参加住民」を誘導する手法が高度化しているとさえ、言える。1984年に出来た当初のまちづくり条例では街づくりの主体を既存の利益共同体である町会や商店街ではなしに、新たな街づくりの市民主体形成が志向されていたはずなのに、いつの間にか、結果的に既存の町会や商店街組合を区役人が利用する形で、翼賛体制が作られ、かえって住民参加を阻害する機能さえ果たしている。

民間開発のたすなを行政が握っているという意味での都市計画行政は、行政意思についての徹底した説明責任があってこそ、これを市民がコントロールできる。コントロール不能な住民参加は欺瞞あるいはカモフラージュでしかない。

コンサルタントへの委託を含めた行政意思形成過程情報をも公開するとともに、都市計画のコンセプト自体への市民の関与やゼロオプションを含めた複数の計画メニューの検討等、都市計画を官僚の専権事項とするのではなく、市民の手に取り戻すことが必要。そのためにこそ専門家や役人は心を砕き、その実現のプログラムを用意する必要がある。

もっとも、これを実現するためには行政権力の専横支配をゆるさないという市民の覚悟こそ、なによりも必要。

## 2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他 内容が問題。前文を作るなら、都市計画を専横してきた過去の行政の在り方への反省を書き、都市計画を市民の手に返すこと明記すべきであるが、そもそも条例全体がそのようなものになっていない。

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他 .....

前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

公共的団体 国、地方自治体、広域連合、一部事務組合、地方開発事業団等

それに準ずる団体 公社、公団、外郭団体、認可法人、独立行政法人等、純粹に民間法人でない全ての団体。

現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置 現状は説明も不十分だし、意見も聞き置くだけ。

望ましいとお考えの措置 望ましいのは説明責任を徹底的に果たしたうえで、意見を具体的に反映させることが必要。

素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に をお付けください。

ア．十分効果が上がると思う

イ．一定程度の効果は上がると思う

ウ．もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ．その他 .....

別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。

( 公開希望 )

都市計画法は(国、地方公共団体及び住民の責務)として

第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

としている。

住民に責務を課している以上、国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないのは当然のことである。都市計画は歴史性や専門性をも含む事項である以上、情報を知らしめるだけでは当然足りない。情報を市民との間で共有することは当然のことであるうに、情報を市民が理解できるものとしなければならない。都市計画法の下位法令である「街づくり条例」は、この具体化でなくてはならないはずである。

都市計画の総合性を考えれば、既存の都市計画はたえずその結果責任を含む検証にさらされなければならないし、新たな建築行為や開発行為は未来の検証にさらされなければならない。

都市計画や都市づくりは行政行為がかたちとなって現れる具体的なものであるから、この過去・未来の検証可能性を促進する街づくり条例でなければ都市計画法の立法趣旨を充足するものとなりえない。

また、地球環境や文明・文化が危機にさらされている現代において、良好な都市環境を形成するための「都市計画に関する知識の普及及び情報の提供」はいかなるものでなくてはならないか。このことを考えぬ条例づくりはナンセンスと言わなければならない。

民間開発の規制の強化のために、今回、街づくり条例を改正するというのであれば、既に宝塚市が行っているように、すべての建築行為、開発行為についての事前届け出と住民説明会の実施ぐらいは全ての事業主体に義務づけるべきである。

以上